



去る11月14日(第7回)に委員会を開催し、土岐市行財政改革に関する提言(中間報告)(下欄掲載)を10項目にまとめ、12月17日に市長に渡ししました。

今後、当委員会での議論を重ね、具体的内容を盛り込み、最終報告を提出する予定です。

## 行財政改革特別委員会

### 土岐市行財政改革に関する提言(中間報告)

1. 企業立地促進条例における優遇措置の見直しについて  
本市は、平成17年の東海環状自動車道開通により立地条件が大幅に好転し、企業誘致が進みつつあります。しかし、全国各地では、本市にも増して企業誘致が盛んに行われており、優遇措置に対する厚遇が激化しております。本市においても将来の都市像として、進出企業と陶磁器産業との融合を掲げており、企業誘致を更に推し進める必要があります。そこで、市の財政力や進出企業の体力等を常に勘案し、優遇措置について検討すべきと考える。
2. 使用料、手数料の見直しについて  
市の財政の健全化を図る観点から、使用料、手数料の見直しが必要であることは理解できるが、その前に、無駄な歳出の削減、コストの軽減など行政としての努力が必要であると考え。その上で市民の理解を得ての議論でありたい。
3. 税、料の徴収率の向上について  
公平性を確保するため、未納金の徴収はもとより、現年度での徴収強化が必要であると考え。未納金の対応については、それぞれの部署での対応ではなく、課(室)を設置して、専門職員の配置や養成を促し、徴収強化を図る必要があると考える。
4. 市有財産の処分について  
貸付土地の売却や長期保有土地の処分などを積極的に行い、土地の有効活用を図ること。
5. 公共工事の入札方法について  
今年度より電子入札が導入されており、効果を検証する必要があるが、今後の課題として、総合評価落札方式の導入を前向きに検討し、他自治体との共同のもと早期実現に向け、努力すること。
6. 住民ニーズへの対応について  
来庁者への利便性の向上を図るため、総合窓口の設置について検討し、職員の窓口対応の適正化に努めること。
7. 職員の資質の向上について  
住民の行政へのニーズが多様化や特に地方分権推進を始めとする社会情勢の急激な変化に対応するため、専門職員の育成をはかり、住民との協働を推し進めるため、職員の資質の向上を積極的に図ること。
8. 男女共同参画社会について  
男女共同参画社会の構築に向け、目標年次や目標数字を明確にし、積極的な推進を図ること
9. 指定管理者制度について  
平成21年度からの指定管理者の見直しに向け、財政の軽減を図りつつ、地元団体の育成に努め、制度の適正な活用を図ること。
10. 土岐市立総合病院について  
土岐市立総合病院の経営についての根幹的諸問題について、早急に検証し、経営の健全化に努めること。